

令和6年度(2024年度)熊本県立菊池支援学校高等部生徒心得

令和6年4月1日

熊本県立菊池支援学校生活指導部

I 服装・身だしなみに関する規則

(1) 服装は、本校指定の制服及び指定のものを着用すること。

冬の制服:ブレザー、長袖ポロシャツ、冬用長ズボン、スカート、キュロットスカート
夏の制服:半袖ポロシャツ、夏用長ズボン、スカート、キュロットスカート
中間服 :ポロシャツ、長ズボン、スカート、キュロットスカート

(2) 靴や靴下は、通学にふさわしく制服と調和したものを着用すること。

靴下 :色…白、黒、紺、グレーの単色とする。柄物は不可だが、ワンポイントまでならよい。
形…ルーズソックスは不可とする。
タイツ等:黒、ベージュで柄が入っていないものとする。
スパッツを着用する場合は、黒色で足にフィットしたものを着用し、裾は同色の靴下の中に入れること。
通学靴 :通学用にふさわしい靴 …スニーカー、スポーツシューズ、ローファーなどの革靴(黒、茶)
通学用にふさわしくない靴…ハイカットのスニーカー(装具等は除く)、ブーツ、サンダル、スリッパなど

(3) 厳寒期の防寒着については、登下校時や作業場、教室環境や生徒の状況により着用を認める。ただし、通学にふさわしく制服と調和したものを着用すること。

防寒着(ブレザーの上に着用)	コート、ダウンジャケット、パーカー等
防寒着(ブレザーの下に着用)	セーター、カーディガン、ベスト、トレーナー *ジャージ(体操服)の着用は禁止。
防寒具	マフラー、ネックウォーマー、手袋等 *登下校時の着用可。校内での着用は禁止する。
防寒着、防寒具の色	白(クリーム)、黒、紺、グレー、ベージュの無地

(4) 事情により正規の服装の着用が難しい場合には、生活指導部長と学部主事の許可を受けること。

(5) 原則として冬服は10月~5月、夏服は6月~9月とするが、気候等に応じ各自で適宜移行すること

(6) 本校指定の制服及び防寒着であれば、夏・冬服を組み合わせてもよい。

服装・頭髪に関する遵守事項

【服装】

- 1 制服の改造はしないこと。
- 2 不要の飾り(指輪・イヤリング・ピアス・ネックレス等)をつけないこと。
- 3 マニキュア、口紅(色つきのリップクリームも含む)等の化粧をしないこと。
- 4 眉は整える程度で、書き足しや極端な剃り・抜きはしないこと

【頭髪】

- 1 髪形は、学習の場にふさわしいように心がけること。

- 2 肩に触れるような長さの髪は、結ぶか編むこと。
- 3 染色、脱色、パーマ、エクステ(付け毛)等はしないこと。
- 4 ワックス、ムースなどの整髪料を使用して、身だしなみ以上に髪を立てたり、流したり、くせをつけたりしないこと。

2 通学や交通安全に関する規則

- (1) 自転車による通学(現場実習で一時的に利用する場合も含む)を希望する者は、自転車通学届けを提出すること。
- (2) 自転車通学をする者は、ヘルメットを着用し、交通ルールを守り、安全運転をすること。道路を通行する人や車両に迷惑になるような運転をしないこと。
- (3) 路線バスによる通学を希望する者は、バス通学届けを提出すること。
- (4) 原付自転車(スクーター等)による通学は禁止する。

3 生活に関する規則

- (1) 各種遊技場への立ち入りを禁止する。
パチンコ店・インターネットカフェは、保護者同伴であっても立ち入りを禁止する。
カラオケボックス・ゲームセンターについては保護者同伴であれば入場を認める。ただし、保護者同伴であっても、午後10時以降の立ち入りは禁止する。(熊本県少年保護育成条例で規定)
その他、高校生にふさわしくない施設、場所へは立ち入らないこと。
- (2) 夜間外出、夜間徘徊を禁止する。
夜間の外出は、保護者同伴とする。
保護者同伴以外の外泊は、いっさい禁止する。
- (3) 男女交際は、お互いを尊重し、高校生としてふさわしい交際を行うこと。
下校後や休日の外出、交友については、保護者の管理下とするが、問題行動が発生した場合は特別指導の対象として取り扱う。
- (4) アルバイトは、原則として禁止する。アルバイトを行う必要がある場合には、学校の許可を受けること。
- (5) 携帯電話等の使用については以下のとおりとする。

- ・携帯電話の校内への持ち込みは原則として禁止する。
- ・事情がある場合は携帯電話等許可願いを提出し、許可を得て校内に持ち込むこと。
- ・校内での携帯電話等の使用は禁止する。登校後は、下校時まで、担任に預けて保管してもらうこと。
- ・携帯電話等は、午後10時から午前6時までには使用しないこと。
- ・氏名、自分や友達の画像等の個人情報や他人を傷つけるような情報の発信をしないこと。
- ・SNSなどで知り合った人と会わないこと。
- ・必ずフィルタリングをし、家庭でのルールを作り、守ること。
- ・携帯電話等でトラブルが発生した時に、必要な場合は、本人の許可を得て電話等の画面を学校で確認する。
- ・スマートウォッチ等、通信機能を持った物は、携帯電話等と同じ扱いとする。

- (6) その他高価な物や必要以上のお金等学校に関係のないものは持ってこないこと。

【高等部生徒心得の附則】

1 アルバイトについては、原則として禁止する。

(家庭の事情や就労のために必要な場合について申し出があった時には、その都度、申し出のあった案件について生活指導部で許可できるか検討を行う。)

2 原付免許取得については、原則として禁止する。

(就労等で必要な場合について申し出があった時には、その都度、申し出のあった案件について生

活指導部で取得を許可できるか検討を行う。)

3 自動車運転免許取得については、原則として禁止する。

(就労等で必要な場合について申し出があった時には、その都度、申し出のあった案件について生活指導部で取得を許可できるか検討を行う。)

4 在学中に取得した運転免許は、卒業後の職業生活のためのものである。事故防止の観点からも、在学中の原付、自動車等の運転は禁止する。